

11. 5. 20 制定	14. 5. 20 改訂	17. 9. 20 改訂
11. 7. 28 改訂	15. 5. 20 改訂	<u>20. 12. 22 改訂</u>
12. 9. 27 改訂	17. 7. 27 改訂	

2.2.1 情報処理学会一般規則：改訂案

下線部：追加、——部：削除

第1章 目 的

第1条 この規則は、定款に定めた諸事項について、適正にかつ効果的に運営することを目的として定める。

第2章 会員の種別、入会基準、および会費等

(入会)

第2条 本会に入会を希望する者は、第3条から第6条に定める基準により、別に定める入会申込書を提出し、入会金2,000円および当該年度分の会費を納入し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、次の場合は入会金を免除することができる。

(1) 学生会員として入会する者

~~(2) 準会員として入会する者~~

~~(3)~~ 理事会が相互に入会金の免除協定を締結した次の他学会の正会員である者
電気学会、照明学会、電子情報通信学会、映像情報メディア学会、~~IEEE~~

~~(4)~~ 特別な事情があると理事会が認めた者

2. 名誉会員、および賛助会員は入会金を要しない。

3. 学生会員が正会員となる場合は、入会申込書ならびに入会金を要しない。

(正会員)

第3条 正会員は、大学学部卒業以上、またはそれに準ずる学識または技術の経験を有すると認められる者は正会員この法人の目的に賛同して入会した個人とする。協力協定締結学会正会員で本会に正会員として入会する者を含む。

2. 学生会員であった者が、当該学校を卒業または修了したとき、これを正会員とする。ただし、大学院に在学する者は、学生会員の身分を継続できる。

(名誉会員)

第4条 名誉会員は、別に定める名誉会員候補者推薦基準により、理事会の承認を得て会長が推挙し、社員総会で推薦された者とし、直近の当該社員総会において会員記を贈呈する。

(学生会員)

第5条 学生会員は、大学院（修士課程および博士課程）、大学学部、短期大学、高等専門学校、工業高等学校およびこれらに準ずる学校に在学する者個人は学生会員とする。

(賛助会員)

第6条 賛助会員は、本会の目的事業を賛同賛助する者個人、または団体とする。

~~(準会員)~~

~~第7条 準会員は、理事会で承認した、正会員、学生会員、賛助会員以外の者で、別に定める規程により、本会に入会する者とする。~~

(年会費等の額と会誌の配布等)

第 87 条 正会員の年会費と会誌の配布は次の通りとする。

(1) 次項以外の正会員の年会費は 9,600 円とし、会誌を配布する。

(2) なお、協力協定締結学会正会員の年会費は、当該協力協定に従ったによる割引率を適用し、会誌を配布する。

(3) 正会員のうち、在会 40 年を経過した正会員が理事会に申請し、これを理事会が認めた場合には、年会費を減免することができる。この場合の年会費の減免と会誌の配布の扱いは別に定める。

2. 名誉会員は年会費を免除とし要せず、会誌を配布する。

3. 学生会員の年会費は 4,800 円とし、会誌を配布する。

4. 賛助会員の年会費は 1 口 50,000 円とし、何口でも加入できる。なお、会誌の配布は最低 1 部とし、口数による配布部数は別に定める。

5. 準会員の年会費は 5,700 円とし、会誌を配布する。

35. 前各項の定めにかかわらず、特別な事情を有する会員が理事会に申請し、これを理事会が認めた場合には、年会費を減免することができる。

6. 前各項のほか、会誌等の購読を希望する者のため、2. 上記以外に購読員を設ける。なお、購読員の購読員費、配布基準は別に定める。

(年会費の納付の扱い)

第 8 条 4. 賛助会員を除く会員が納める会費は、毎年 4 月から翌年 3 月の年額前納を原則とし、複数年分を一括納入することができる。

62. 同一機関での 10 名以上の会員について、あらかじめ定めた責任者によって会費を一括徴収する場合は、別に取扱方法を定める。

63. 会費の滞納が 4 ヶ月以上におよぶときは、会誌の発送を停止する。停止した会誌は会費を完納した場合でも配布を受けられない。

74. 毎年 1 月に次年度分の会費納付書を会員に送付する。その後、会費の納入がない会員については同年 6 月、4110 月、および翌年 1 月の 3 回の督促後、会費滞納者については、理事会で除名等の処分方法を決め、社員総会で処分を決定するの承認を経て、定款の定めに従い、会員の資格喪失手続きを行う。

第 3 章 役員および職員

(会長の職務)

第 9 条 会長は、代表理事として、定款第 19 条に定める通り、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。 この法人を代表し、その業務を執行する。

(副会長の職務および分掌)

第 10 条 副会長は、代表理事として、定款第 19 条 2 項に定める通り、会長とともにこの法人を代表し、会長を補佐し、会長に事故あるとき等は会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

2. 副会長の分掌事項は、共通事項(1)を除き、会長が次により、具体的な業務内容は理事会において定める。

(1) 中長期的な学会運営企画・政策に関する事項

(2) 個々の事業活動に関する困難事項の対応処理、複数業務に跨る事項の調整、その他

(理事の職務および分掌)

第 4211 条 会長および副会長以外の理事は、業務執行理事として、定款第 20 条に定める通り、理事会を組織し、定款に定めるもの、および社員総会決議事項以外の事項について決議しこの法人の業務を執行分掌する。

理事の分掌事項は会長が定めるが、原則として次により、当該分野の活性化と社会貢献を通じて本会

~~目的の達成に努める。具体的な業務内容は理事会において定める。~~

- (1) 総務：社員総会・理事会に関する事項，定款および一般規則の改廃に関する事項，事業計画および事業報告の集約，会員の入退会に関する事項，歴代会長・名誉会員に関する事項，役員選出に関する事項，支部に関する事項，個人情報保護に関する事項，倫理規定に関する事項，渉外・広報に関する事項，事務局の人事・待遇，その他の理事の分掌に属さない事項
- (2) 財務：収支予算および決算，財産の管理・処分，出納および会計管理，本会に対する寄付行為に関する事項，情報規格調査会に関する事項，その他会計に関する事項
- (3) 会誌：会誌に関する事項，コンピュータ博物館に関する事項，知的財産権に関する事項，その他の理事の分掌に属さない出版に関する事項
- (4) 論文誌：論文誌全体の企画・調整，Journal および JIP の編集，その他論文誌に関する事項
- (5) 調査研究（研究会）：調査委員会・研究会・研究グループに関する事項，Transaction の編集，受託研究，その他調査研究に関する事項
- (6) 調査研究（教育）：情報処理教育の振興・交流・普及に関する事項（情報処理教育の振興・交流・普及についての調査研究に関する事項）
- (7) 事業：全国大会・FIT および講習会等に関する事項，協賛・後援に関する事項
- (8) 国際：国際交流，国際会議・講習会，その他国際に関する事項
- (9) 企画：新領域への拡大に関する事項
- (10) 標準化：規格標準に関する事項，その他情報規格調査会に関する事項

（監事の職務）

第 4412 条 監事は，定款 24 条のに定める職務を行う。

（役員交代）

第 13 条 同一業務事項を分掌する役員は，会長を除き原則 2 名とし，毎年その約半数を交代する。

（事務局）

第 14 条 事務局の職務分掌，組織，職制，待遇，身分は，理事会が定める。

第 4 章 ~~会誌および出版~~

~~（編集長）~~

~~第 15 条 会誌に編集長をおき，編集長は一貫した編集方針のもとに，会誌の恒久的な向上を図るものとする。編集長は会長理事会が選任する。編集長は理事会に出席し，意見を述べることができる。~~

~~（定期刊行物）~~

~~第 16 条 毎月 1 回，会誌「情報処理」を発行する。~~

~~（研究成果の刊行）~~

~~第 17 条 「情報処理学会論文誌」を月刊するのほか，「研究報告」その他必要と認められた成果を随時発行する。~~

~~（関連規程等）~~

~~第 18 条 会誌，論文誌，その他出版に関わる規程は別に定める。~~

第 5 第 4 章 委員会等

（委員会等の設置・廃止）

第 49 第 15 条 会長は，理事会の議を経て定款第 5 章に定めた委員会等（情報規格調査会，研究会等を含む。）を設置，または廃止することができる。定款に定める委員会等（情報規格調査会，研究会等を含む。支

部は次章に掲載する。)の設置または廃止は、理事会の決議により行う。

(委員会等の組織・設置場所)

~~第20~~第16条 委員会等は会員をもって組織する。但し、必要な場合には、会員外の専門家(ここでは法律家等の異分野の専門家をいう)を委員に加えることができる。委員会等の名称等については、別表組織一覧表に示す。

2. 委員会等は必要な地に置く設置する。

3. 委員会の委員および委員長等の選定は、会長、または別に定める当該規程により当該委員会等がおこなう選定する。なお、委員長等の呼称は当該規程等に定めることができる。

4. 委員長は、委員会等を統括し、する。副委員長等は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その業務を代行する。

(委員の任期)

~~第24~~第17条 委員等の任期は、別に定める当該規程による。

(委員会等の計画)

~~第22~~第18条 委員会等は、会長の指定したされた時期までに、翌年度の事業計画案および予算案を会長理事会に提出しなければならない。

(委員会等の報告)

~~第23~~第19条 委員会等は、毎年3月末までにその年度の事業概要報告を、また、委嘱事項が終了した場合には、その経過および成案に関する報告を会長理事会に提出しなければならない。

(委員会等の運営規程)

~~第24~~第20条 委員会等を設ける場合には、次の事項を含む規程類を理事会に提案し、承認を得なければならない。

- | | | |
|----------------------------|--------------|----------|
| (1) 目的、事業内容 | (2) 名称、組織、構成 | (3) 存置期間 |
| (4) 委員の呼称、 <u>選定方法</u> 、任期 | (5) 運営方法 | |

(委員会等報告の对外発表)

~~第25~~第21条 委員会等としての意見を、情報処理学会の公的意見として、外部に発表する場合には、理事会の承認を経なければならない。

~~(役員^の兼務)~~

~~第26条 役員は、理事会の承認した委員会等以外の長を兼務できない。~~

第6第5章 支 部

(支部の設置・廃止)

~~第27~~22条 支部の設置または廃止は、理事会の議決を得て決議により行う。

(支部の事業)

~~第28~~23条 支部は、その地域に在住する会員の相互協力によって、本会の目的達成のために必要な事業を行う。

(支部の地域)

第 2924 条 支部の地域は、次の通りとする。

北海道 (北海道)

東北 (青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県)

東海 (長野県, 静岡県, 岐阜県, 愛知県, 三重県)

北陸 (富山県, 石川県, 福井県)

関西 (滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県)

中国 (岡山県, 広島県, 山口県, 鳥取県, 島根県)

四国 (徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県)

九州 (福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県, 沖縄県)

参考

本部所属 (新潟県, 栃木県, 茨城県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 山梨県)

(支部規程規約)

第 3025 条 支部の運営は、支部規約により行う。

2. 支部規約には、次の事項を規定する。

(1) 名称 (2) 事務所の所在地 (3) 地域と所属する都道府県名 (4) 事業

(5) 役員ならびに評議員の構成および選定方法 (6) 社員総会および役員会に関する事項

(7) 支部の設置および運営、または改廃に関する事項 (8) 経理その他必要な事項

3. 支部規約を制定もしくは改廃するときは、支部総会の承認を得なければならない。なお、その結果を速やかに理事会に報告しなければならない。

(支部の役員)

第 3426 条 支部には次の役員をおく。

(1) 支部長：1名 (2) 支部幹事：若干名 (3) 支部評議員：若干名 (4) 支部監事：1名

~~(支部役員の担務)~~

~~第 32 条—2. 支部役員の担務は次の通りとする。~~

~~(1) 支部長は、支部の事務を統括し、支部総会、支部役員会(支部評議員会、支部幹事会)を招集してその議長となる。~~

~~(2) 支部長に事故あるときは、支部長があらかじめ指名した支部幹事または支部評議員がその職務を代行する。~~

~~(3) 支部幹事および支部評議員は、支部長を助けて支部の事業を遂行する。~~

~~(4) 支部監事は、支部の会計について監査を行う。~~

~~(支部への交付金)~~

~~第 33 条—本部から支部への交付金の支給方法は別に定める。~~

(支部の会計)

第 3427 条 支部の会計は、本部交付金および支部において取得した資産により経費を支弁するものとする。

2. 本部から支部への交付金の支給方法は別に定める。

(理事会への提出事項)

第 3528 条 支部長は、毎年1月中に次年度の指定された時期までに、翌年度の事業計画案および予算案を、また、毎年3月末までにその年度の事業概要報告を、理事会に提出するしなければならない。

また、支部総会は、本部の社員総会開催前に開催し、毎年支部総会終了後で審議可決された結果を速やかに理事会に報告するしなければならない。なお、支部総会は、本会の総会開催日前に開催しなければならない。

(支部規約)

~~第 36 条 支部規約を制定もしくは改廃するときには、支部総会の承認を得なければならない。なお、その結果を理事会に報告しなければならない。~~

(支部長会議)

第 3729 条 ~~会長は適宜、支部長会議は、会長が適宜、を招集するものとする。~~

第7第6章 雑 則

(会議の議事録)

第 3830 条 社員総会の議事録には、議長および出席者代表2名の署名捺印を必要とし、また、理事会の議事録には、会長および総務を担当する理事が押印のうえ、これを保存しなければならない。法令および定款の定めるところにより作成し、議長(会長)および出席した代表理事(副会長2名)が署名押印し、法令の定めるところにより保管する。

2. 理事会の議事録は、法令および定款の定めにより作成し、出席した代表理事(会長および副会長2名)および出席した監事(2名)が署名押印し、法令の定めるところにより保管する。

3. 委員会等の議事録は、開催日時、場所、出席委員の氏名、および議事の経過要領とその結果を記録し、最低5年保管する。

(会計帳簿、書類)

第 3931 条 会計の収支原簿帳簿および証拠書類の取り扱いは、法令および定款のほか別に定める会計規程により、これを作成・保存しなければならない。

(規程の制定と改廃)

第 4032 条 この規則で別に定めるもののほか、この規則の施行に必要な規程の制定および改廃は、理事会の決議を経て定める。

附 則

1. 本規則の改廃は、第2条から第7条までは理事会および社員総会の決議により、これ以外は理事会の決議により実施する。

2. 平成20年12月22日の改訂は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(整備法)第121条1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人設立の登記の日 から施行する。

2.2.2 代表会員の選出等に関する規程：改訂案

下線部：追加、——部：削除

（本規程の目的）

第1条 この規程は、~~この~~本会の定款第15条に規定される代表会員の選出方法を定めるものである。

（代表会員の構成）

第2条 代表会員は、次の第3条の候補者の中から、正会員による選挙で選出された者をもって構成する。

~~(1) 理事会が推薦する候補者の中から、正会員および名誉会員による選挙で選出された者。~~

~~(2) 一般正会員の中から、正会員および名誉会員による選挙で選出された者。~~

（理事会推薦候補者の決定）

第3条 ~~第2条(1)の~~代表会員候補者は、この本会の各種事業等について推進的役割を持ち、毎年9月4日現在在籍5年以上の正会員の中から、次の基準により、本人の承諾を得たうえで12月までに決定するものとし、~~理事会は11月中に本人の承諾を得たうえで推薦者を取りまとめる。~~

(1) 現役員および次期役員選挙理事会推薦候補者

(2) 理事会が認めた各種委員会等の委員長（~~主査~~）等および副委員長（~~副査~~）等

(3) 各研究会の主査または幹事のうちから1名

(4) 各支部の支部長~~、~~および支部役員の中から支部長が推薦する1名

(5) 退任後32年以内の前役員

(6) その他理事会が特に認めた推薦する者

~~（一般正会員の候補者の決定）~~

~~第4条~~第2条(2)の2.代表会員候補者は、前項のほか、毎年9月1日現在在籍5年以上の正会員で、正会員の推薦者5名を付して代表会員になることを申し出た者とする。本項による代表会員候補者の募集は10月に会告する。

（代表会員候補者の公示）

第54条 ~~第3条前条および第4条~~による代表会員候補者は、その氏名、所属機関を2月に会告公示する。

（代表会員資格の取得・選任）

第65条 前条により公示された代表会員候補者に対して 2月に、正会員および名誉会員による選挙を行い、適任と認める票を有効投票の過半数獲得した者で、適任と認める得票数の多い順に定員枠（最大150名）に入る最大の人数の者を民法法律上の社員資格を取得しに選出されたものとする。~~この数が定員数の下限に満たない場合には再選挙を行うものとする。~~選出された代表会員の氏名、所属機関は4月に会告公示する。

（代表会員の任期）

第76条 代表会員の任期は4年間とし、4月1日から翌年3月31日までとする。なお、任期はの1年とし、4期を上限とするが、第3条1項1号に該当する候補者が4期を超える場合には期の上限は適用しな

~~い。ただし、なお、~~任期中に定款第40条のいずれかの事由によって会員資格を喪失した場合、または役員に就任した場合、~~および~~名誉会員となった場合には、代表会員の資格は喪失する。~~これにより必要がある場合には理事会は後任者をその残存期間の間に限り任命することができる。~~

(規程の改正)

第87条 この規程の改廃は、理事会の議決により実施する。

附則

1. 平成20年12月22日の改訂は、第6条を除き、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法）第121条1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人設立の登記の日 から施行する。

36. 12. 8 制定	51. 11. 25 改訂	10. 9. 24 改訂	17. 3. 24 改訂
39. 9. 12 改訂	53. 10. 19 改訂	11. 9. 22 改訂	17. 7. 27 改訂
46. 7. 1 改訂	54. 11. 15 改訂	13. 9. 27 改訂	17. 9. 20 改訂
48. 10. 25 改訂	59. 3. 22 改訂	14. 7. 24 改訂	<u>20. 12. 22 改訂</u>
51. 1. 14 改訂	3. 4. 24 改訂	15. 4. 23 改訂	

2.2.3 役員選挙候補者の選出および役員を選定等に関する規程：改訂案

下線部：追加、——部：削除

第 1 条 この規程は、定款第 48 条に規定される役員選挙候補者の選出および役員を選定に関する手続きを定めるものである。

本規程において、役員候補者とは、社員総会における役員選任の対象者をいう。また、役員選挙候補者とは、役員選挙における理事会推薦役員候補者をいう。

第 2 条 選挙役員候補者の選出は、正会員および名誉会員の直接投票による。役員候補者は正会員とする。
ただし、役員候補者および有権者の資格は、選挙の年の 1 月理事会開催日現在に会費の滞納の無い者とする。

(1) 会長、副会長および監事候補者の投票は単記とする。

(2) 会長、副会長を除く理事候補者の投票は、担当業務に対応する改選定数内の記載とする。

~~第 3 条 会長、副会長を除く理事の改選定数は、9 名（ないし 10 名）とする。~~

第 43 条 理事会は別に定める細則にしたがって役員選挙候補者の選出を行う。

役員選挙候補者の資格は、選挙の年の 1 月理事会開催日現在に会費の滞納の無い正会員とする。

第 54 条 会長は、有権者である会員に対し、役職別、担当業務別の役員選挙候補者リストと投票用紙を提出し、投票を求める。ただし、会員は自由に役員選挙候補者以外の会員に投票することができる。

第 65 条 選挙は、別に定める手順により提出期日までに投票することを要する。

第 76 条 役員候補者は、選挙により当選した者とし、当選者は、役職別、担当業務別に、選挙の得票数の高い順に決定する。但し、得票数が同点の場合には、理事会において当選者を決定する。

第 7 条 前条により選出された役員候補者は、社員総会において、役職別、担当業務別に、候補者ごとにこれを選任する。

第 8 条 理事会は、前条で会長・副会長として選任された者を代表理事として、担当業務別に理事として選任された者を業務執行理事として選定する。

第 89 条 選挙の結果、当選した理事業務執行理事の分掌は会長の判断による一般規則により、具体的な業務の分担は理事会において定める。

第 10 条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則 平成 20 年 12 月 22 日の改訂は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法）第 121 条 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人設立の登記の日 から施行する。

47. 12. 21 制定	54. 11. 15 改訂	9. 9. 24 改訂	17. 3. 24 改訂	<u>20. 12. 22 改訂</u>
60. 9. 19 改訂	55. 11. 20 改訂	11. 9. 22 改訂	17. 7. 27 改訂	
48. 10. 25 改訂	2. 9. 26 改訂	13. 9. 27 改訂	17. 9. 20 改訂	
51. 1. 14 改訂	3. 4. 24 改訂	14. 7. 24 改訂	18. 4. 25 改訂	
53. 10. 19 改訂	5. 9. 22 改訂	15. 9. 25 改訂	20. 1. 28 改訂	

理事会推薦役員候補者の選出に関する細則：改訂案

下線部：追加、——部：削除

第1条 この細則は「役員選挙に役員候補者の選出および役員を選定等に関する規程」第4条に定められた役員選挙における理事会推薦役員候補者の推薦，選出に関する手続を定めるものである。

第2条 役員選挙における理事会推薦役員候補者（以下、本細則において、単に、候補者という）の選出は、企業所属の理事会推薦会長候補者の選出を除き、次の各項によるが、最終的な決定は理事会で行う。

(1) 会長は、全役員，支部長，編集長，会誌・論文誌編集委員会WG主査，トランザクション編集委員会委員長，領域委員長，研究会主査，情報規格調査会長，情報処理教育委員長，技術応用運営委員長，会長・副会長経験者，および代表会員に対して，文書により候補者の推薦を求める。

候補者の推薦は役員改選定数等表に掲げる区分に従って，各役職別，各担当業務別理事 A, B, C 枠に対応する員数内の記載とし，~~被推薦候補者は正会員とするが~~，留任の現役員はこれに含まれない。

なお，役員候補者の推薦にあたっては候補者の過去の学会活動経験等を考慮する。

(2) 会長は，前(1)項と同時に，調査研究運営委員会に対して~~役員改選定数等表の業務担当~~理事 C 枠（以下、理事枠は役員改選定数表等による）について，情報規格調査会に対して理事 D 枠について，各改選年度の候補者数を満たす役員候補者の推薦を文書により求める。

調査研究運営委員会および情報規格調査会が推薦する役員候補者の選出方法の手続きは、理事会の議を経て別に定める。

(3) 会長は，前(1)項および(2)項により推薦を受けた役員候補者推薦リストを作成するが，その際，調査研究運営委員会から推薦された理事 C 枠の役員候補者，および情報規格調査会から推薦された理事 D 枠の候補者については，その旨をリストに明記する。また，調査研究運営委員会から推薦された理事 C 枠の役員候補者，および情報規格調査会から推薦された理事 D 枠の候補者と同一人が，他の役職または担当業務枠に推薦されている場合には，それぞれ理事 C 枠，および理事 D 枠のみに限定する。

(4) 会長は，前(3)項で作成した役員候補者推薦リストにより，前(1)項の候補者推薦人に，役職別，担当業務別に，理事会推薦候補者数以内の投票を求める。

(5) 理事会は，前(4)項の投票結果に従って，役職別，担当業務別に，理事会推薦候補者の順位を決定する。ただし，得票数が同数の被推薦候補者については理事会において順位を決定する。

(6) 特定組織への著しい偏りを除くため，理事 A・B・C 枠については，同一組織（同一企業グループ（親会社とその子会社）は同一組織とみなす）に属する役員は，各枠に1名以内とし，理事会推薦候補者を以下の通りとする。

ただし，定款第4724条25項および6項の理事の所属制限の規定を超えることが想定される場合には，理事会でこれを調整する。

a) 同一組織に属する候補者は1名以内とする。

b) 同一組織に属する留任理事が1名いる場合は、当該組織に属する候補者は選出しない。

第3条 第2条により定まった推薦候補者の順位に従って、会長名で立候補の意思を文書で確認する。もし承諾が得られない場合は推薦順位の次点者を順次繰り上げて当該候補者の意思を確認する。

立候補の意思を確認する段階で問題が生じた場合には、総務理事経由で会長の判断を仰ぐものとする。

第4条 前条の定めに関わらず、企業所属の理事会推薦会長候補者の選出は、次の各項により行う。

(1) 会長は、現会長・副会長・総務理事からなる次期会長候補者選考WGより、次期会長候補者の選考、情報収集ならびに調整を行い、前2条(1)項の手続きに入る前の理事会までに、推薦文を付して当該候補者を指名推薦し、理事会の議を経て、当該候補者を決定する。

(2) 会長は、前2条(1)項の手続きに際しては、推薦人に対し、理事会推薦が確定した企業所属の次期会長候補者名を明記し、推薦文を付して周知する。

第5条 理事会が推薦する役員候補者の数は、役職、担当業務別ごとに改選定数の2倍とする。但し、候補者数がこの基準に達しない場合は、改選定数以上であればよいものとする。

第6条 役員候補者の数が第5条の条件を満たさないときは、第2条(1)～(5)の手続きを経ることなく、理事会においてその役職、担当業務について候補者を補足選出することができるものとする。

第7条 役職別、担当業務別の改選定数、理事会が推薦する役員候補者数、および選出方法は、次の「役員改選定数等表」の通りとする。

役員改選定数等表

	会長改選年度		会長非改選年度		備考および理事業務担当
	改選定数	候補者数	改選定数	候補者数	
会長	1	2	-	-	企業と教育の交替制
副会長	1企業	2	1教育	2	
監事	1教育	2	1企業	2	
理事A	4	8	4	8	総務、財務、事業、企画
理事B	4	8	4	8	会誌、論文誌、教育、国際
理事C	1	2	2	4	調査研究
理事D	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>標準化</u>

<将来的には、ITプロ(資格)担当2名を新設、企画担当2名は技術応用担当に変更予定 理事合計25名>

附則

1. この細則は理事会で議決された日から有効とするの改廃は理事会の決議により行う。
2. 平成20年12月22日の改訂は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(整備法)第121条1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人設立の登記の日から施行する。
3. 「役員候補者の推薦、調整等に関する覚書」および「役員候補者推薦に関する内規」は平成13年9月27日の改訂をもって廃止する。

2.2.4 役員の報酬・退職金に関する規程：改訂案

下線部：追加、——部：削除

(総 則)

第1条 この規程は、定款第23条(に規定する)役員~~の報酬~~に関し必要な事項を定めるものである。

(無報酬)

第2条 この法人の役員(理事および監事)は、その在任中報酬を受けず、退任時において退職金は支給されない。

(付~~則~~附則)

第3条 ~~本規程は、平成15年1月23日より施行する。~~この規程の改廃は、理事会および社員総会の議決により実施する。

2.平成20年12月22日の改訂は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(整備法)第121条1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人設立の登記の日 から施行する。